

金融分野のイノベーション推進に向けた 金融庁の取り組み

事業者の取り組みを後押しし、 得られた知見を業界全体に共有

金融庁は、フィンテック、すなわち金融とデジタル技術の融合による金融サービスの高度化をはじめ、金融分野のイノベーション推進に向けた取り組みを進めてきた。本稿では、筆者らの所属するイノベーション推進室における取り組みとして、フィンテックサポートデスクとフィンテック実証実験ハブ、AI（人工知能）活用推進の三つについて、近時の状況を紹介する。

サポートデスクで 新規事業への進出を後押し

2015年12月に設置した「フィンテックサポートデスク」は、フィンテックに関する一元的な相談・情報交換窓口で

ある。

新規事業を検討しているフィンテック事業者は、新興事業者が多く、必ずしも法的論点の検討に十分なリソースを割ける体制が整っていない。しかし、新規性のある事業には多くの場合、

法的論点が付随する。そこで、フィンテックサポートデスクでは、新たな事業を検討している事業者から、金融規制全般に関する問い合わせや新規事業に関する許認可、登録の可否についての照会を受け付け、新興事業者

が円滑に新規事業へ取り組むことができるよう問題を解決するサポートを行っている。相談は、まず電話で連絡を受け付け、その場で回答できる内容については電話での対応を行う。事業内容が複雑な場合には、

専門調査員 **佐藤 皇聖**

課長補佐 **那須 翔**

課長補佐 **柳瀬 将**

金融庁
総合政策局
イノベーション推進室

相談内容に応じて、検討している事業の説明資料をメールで送ってもらい、法的論点を所管する部署と検討を行った上で、オンライン面談等により回答している。回答所要期間は、当日中が約5割、5営業日以内が約3割である。開設以来受け付けた相談について、質問事項および回答内容の概要（FAQ）を公表している。また、相談内容を整理する際に活用してもらいたい。25年は例年と比較して、ステーブルコイン（SC）に関する問い合わせが増えた印象がある。同年3月には国内初のドル建てSCの取り扱いが開始され、10月には初の円建てSCの発行が始まったことを受け、SCに関連する事業への関心が高まったものと推測している。

有価証券については、従来、セキュリティトークン（ST）の事例は不動産信託受益権が中心だったところ、社債やマネー・マーケット・ファンド（MMF）など、多様な金融資産のトークン化を検討する事業者が増えているものと推察される。

開設以来13件の支援を決定した実証実験ハブ

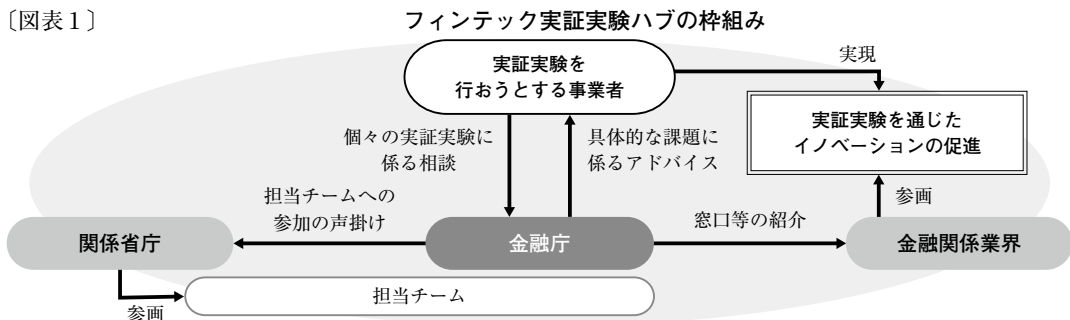
フィンテック企業や金融機関などが前例のない実証実験を行うおうとする場合、規制・監督上の検討と実験スキームの再考の積み重ねが必要になるケースも少なくない。内容によっては、金融庁の所管外の法令との関係性についても問題となり得る。こうしたときに伴走型の支援を実施するのが、17年9月に設置した「フィンテック実証実験ハブ」である。フィンテック企業や金融機関などが「実験を通じて整理したい」と考えている規制・監督上の論点について、個々の実験ごとに、庁内に担当チームを組成して検討を一緒に行う。規制・監督上の論点の解決のほか、他省庁が所管する法令に係る論点が生じた場合は、金融庁から他の所管省庁に対して相談・法令照会を行うなど、実証実験に関する「ハブ」の機能もある（図表1）。

支援決定に際しては、次の五つのチェック項目を満たすかどうかを含め、総合的に判断して

- ① 実験内容と論点（法的論点を含む）が明らかであること（明確性）
- ② サービスの実現によって、わが国における利用者利便や企業の生産性の向上が見込まれること（社会的意義）
- ③ 実現しようとするサービスに革新性が認められること（革新性）
- ④ 実証実験に一般利用者が参加する場合、利用者への説明を含め、利用者保護上の対応を適切に行うこと（利用者保護）
- ⑤ 実証実験を行うのに必要な資金・人員などのリソースが確保されていること（実験の遂行可能性）

また、他の事業者の参考となるよう、実証実験終了後には、実験結果について、金融庁のウェブサイトで公表している。これには、実験を通じて整理された規制・監督上の論点、一般利用者に向けてサービスを提供する際に生じ得る法令解釈に係る

〔図表1〕



（出所）筆者作成（図表2も同じ）

〔図表2〕

フィンテック実証実験ハブの支援案件

	申込者	実証実験概要	支援決定公表日	実験結果公表日
1	みずほフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループ、三菱UFJフィナンシャル・グループ、デロイト トーマツ グループ	ブロックチェーン技術を用いて、顧客が、ある金融機関において行った本人確認の結果を、他の金融機関との取引にも利用できる仕組みの構築に係る実証実験	2017年 11月2日	18年 7月17日
2	大日本印刷、西日本シティ銀行	顔認証技術を用いて本人確認を実施する機器の実用化に係る実証実験	18年 3月16日	18年 10月24日
3	FRONTEO、三菱UFJ銀行、りそな銀行、横浜銀行、SMBC日興証券	人工知能を用いた金融機関のコンプライアンス業務の効率化に向けた実証実験	18年 5月7日	18年 8月1日
4	日本通信、群馬銀行、千葉銀行、徳島銀行、マネーフォワード、サイバートラスト	スマートフォンのSIMカードを用いた利用者認証の仕組みに係る実証実験	18年 5月31日	19年 1月24日
5	TORANOTEC、GMOペイメントゲートウェイ、セブン銀行、ポケットチェンジ	買い物の際に生じたおつり等の小銭を投入することによって、そのまま投資に回せる装置の導入に係る実証実験	18年 11月8日	21年 12月24日
6	みずほ銀行、グーグル・クラウド・ジャパン、野村総合研究所、大日本印刷	顧客の生体情報とスマートフォン等の位置情報を活用した、本人認証および顧客管理の高度化に係る実証実験	20年 4月10日	22年 3月25日
7	新生銀行、三井住友DSアセットマネジメント、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント、アストマックス投信投資顧問	投資信託の目論見書に係る電子交付の高度化に向けた実証実験	20年 5月29日	22年 6月28日
8	三菱UFJ信託銀行、BHI	購買履歴情報を活用した情報銀行サービスの実施に向けた実証実験	20年 8月27日	22年 7月29日
9	三菱UFJ信託銀行	分散型アイデンティティ（DID）および検証可能な資格情報（VC）技術を利用した犯罪収益移転防止法上の取引時確認に係る実証実験	24年 12月23日	26年 3月13日
10	SBI VCトレード、ソニー銀行、大和証券グループ本社、野村ホールディングス、ビットバンク、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行、KPMG ジャパン	暗号資産等を模したトークンを用いた、顧客等にAMM機能を用いたサービスの提供ならびにマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与に関するリスク低減措置に係る実証実験	25年 6月6日	26年 3月13日
11(1)	みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、三菱商事、三菱UFJ信託銀行、Progmatic, Inc.	複数の銀行グループが共同でステーブルコインを発行する場合におけるサービス設計に応じた規制対応や実務対応に係る実証実験	25年 11月7日	
12(2)	野村証券、大和証券、みずほフィナンシャルグループ、三菱UFJフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ	証券決済の高度化に関する実証実験	26年 2月13日	
13	日立製作所	暗号資産等を対象とするマネー・ローンダリング対策の高度化・共同化に係る実証実験	26年 2月27日	

（注） 支援決定件数中のカッコ内は、25年11月設置の「決済高度化プロジェクト（PIP）」としての支援決定件数。

実務上の論点等が含まれる。17年9月の実証実験ハブの開設から今年3月までに、計13件の支援を行った（図表2）。すでに10件の実証実験は終了し、結果を公表済みである。

決済分野に特化した決済高度化プロジェクト

昨今、クロスボーダー送金の効率化やSTのDVP決済（証券と資金の同時決済）など、ブロックチェーン技術を活用した決済高度化の検討に国内外で進展が見られる。実証実験に移るものも現れているところ、技術の進展が早い分野であることから、関連法令の解釈を含め、実証実験の進め方に悩むケースが出てくることも想定される。

そこで、昨年11月、フィンテック実証実験ハブ内に、決済分野に特化した「決済高度化プロジェクト」（PIP＝Payment Innovation Project）を立ち上げるに至った。同プロジェクトでは支援チームとして、ブロックチェーン技術や関連法令、海外動向など、決済分野に深い知見を持った担当者を重点的に配

置し、個々の実証実験をサポートする。

PIPとして初の支援案件となったのが、複数の銀行グループによるSCの共同発行に向けた検討である（フィンテック実証実験ハブとしては11件目の支援案件）。当該案件では、サービス設計に応じた規制対応や実務対応を適法かつ適切に遂行できるか等を検証していく。

今年2月には、証券決済の高度化に関する実証実験への支援を決定した。当該案件では、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替が行われている有価証券について、ブロックチェーン技術を活用した権利の移転を適法かつ適切に遂行できるかを検証する。権利者の移転に係る取引とSCを用いた決済との連動について、実務上の対応も検証する。

論点整理とフォーラムで健全なAI利活用を促進

金融庁は昨事務年度から、金融分野における健全なAI利活用の後押しにも取り組んでいる。25年3月に「AIディスカッション

オンペーパー」（DP）を公表し、同年6月から12月まで「金融庁AI官民フォーラム」を開催した。DPは、官民フォーラムで得られた知見等を踏まえ、今年3月3日付で改訂した。

DPの初版では、AI技術を金融サービスの提供の在り方や金融機関等のビジネスモデルを抜本的に変革し得るものと位置付け、金融庁として健全なAI利活用に向けた取り組みを力強く後押しすると明記した。その上で、24年11月に実施したAI利活用の実態に関する調査結果に基づき、AI利活用の促進に向けた初期的な論点整理を行った。

官民フォーラムは4回にわたって開催した。金融機関のCDO（最高デジタル責任者）クラスや、金融機関のAI利活用の実務担当者、金融機関にサービスや助言を提供している事業者が、プレゼンテーションとパネルディスカッションを行った。テーマとしては、データ整備、顧客向けサービスへの利用、AIGバナンス（リスク管理、組織・人材等）を取り上げた。これら

の動画、資料、議事要旨は金融庁のウェブサイトで公開している。

25年におけるAI利活用の進展は、大きく顧客向けサービスへの利用とAIエージェントの普及に分けられる。前者は、24年の実態調査の時点では極めて限定的であったが、25年はその萌芽が見られ始めている。官民フォーラムでは、金融機関から利活用の検討・実施状況や、どのようなリスク管理を実践・検討しているかを紹介してもらった。後者は、LLM（大規模言語モデル）を単なるチャットボットとしてではなく、他のシステムを操作する「頭脳」として使う方法である。24年の実態調査の時点では、LLMの用途は、主としてテキスト処理に限られていた。しかし、官民フォーラムで有識者から紹介があったとおり、AIエージェントはさまざまな業務に応用可能であり、中小・地域金融機関を含めた多様な組織に機会をもたらすものといえる。DPの改訂版では、これらについて整理している。

今後、事業者との対話や革

新的な実証実験の支援、官民フォーラムの開催等を通じて得られた有意義な知見を活用・共有することで、金融業界全体のイノベーションを後押ししたいと考えている。

（本稿における意見は執筆者の個人的見解であり、金融庁の公式見解ではない）

やなせ まさし

19年東京大学法学部卒。22年司法修習終了、同年アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所。暗号資産等のフィンテック関連の金融規制を中心に担当。24年4月から現職。

なす しょう

21年早稲田大学大学院法務研究科修了、21年司法修習生、23年TMI総合法律事務所入所。24年9月から現職。

さとう きみあき

21年早稲田大学社会科学部卒、上田八木短資入社。短期社債のブローカーを3年担当。25年8月から現職。